

お客さまから正しい告知をいただくにあたって

(健康状態・職業等の告知にあたってご留意いただきたい事項)

当社（第一生命保険株式会社）は、お客さまから正しい告知をいただくため特にご留意いただきたい事項を募集用資料および告知書等に記載するとともに、募集の際の説明のあり方および生命保険募集人への教育内容等を定めた「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」（生命保険協会作成の業界自主ガイドライン）を踏まえ、正しい告知の受領に取り組んでいます。

保険契約のお申込みにおいて健康状態や職業等を告知していただく際には、次の事項にご留意ください。

※なお、団体保険についてはその商品特性上、以下の記載事項と異なる取扱いとなる場合があります。

1. 告知をしていただく義務について

■ご契約にあたり、健康状態などについてご自身で告知をしていただく必要があります。

・生命保険のご加入に際しては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）や現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねすることについて、被保険者さまご自身が事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）ください。当社指定の医師が診査する場合には、医師に対してお答え（告知）ください。

・「ご加入目安ナビ」実施の際に当社社員にお伝えいただいた内容は告知いただいたことになりませんので、告知手続き時に改めて被保険者さまご自身でご入力（記入）ください。

また、「ご加入目安ナビ」でお引受け可能となった内容についても必ず告知をしてください。

※「ご加入目安ナビ」・・・当社商品のお引受けの目安を即時で判定し、ご案内するツール

2. 告知の受領権について

■ 生命保険募集人・代理店には、告知受領権がありません。

- ・告知受領権は生命保険会社および、生命保険会社が指定した医師だけが有しています。
- ・生命保険募集人・代理店には告知受領権がないため、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。
- ・告知すべきか否か生命保険募集人・代理店におたずねになってもお答えできません。

3. 告知義務違反について

■ 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただきますと、

当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することがあります。

この場合には、保険金や給付金等のお支払いができませんので、お客さまに不利益となります。

- ・故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活の日など、保険契約内容の変更のお申込みに対して諾否の決定を行う際に告知いただいた場合は、それぞれの変更の日となります）から起算して2年以内の場合には、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除（保険契約の内容の変更が行われたときは変更部分を解除）することがあります。
- ・責任開始の日から起算して2年を経過していても、保険金や給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込みを免除する事由が発生していても、払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金や給付金等の支払事由または保険料の払込み免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金や給付金等をお支払いまたは保険料の払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者さまにお支払いします。

- 上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等によりご契約を取消とし、
保険金や給付金等をお支払いできないことがあります。

・例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金や給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。）また、すでに払込みいただいた保険料はお返すことはできません。

4. 傷病歴等がある方のお引受けについて

- 傷病歴等がある場合でも、告知いただいた傷病や保険商品の種類、内容によっては、お引受けできることがあります。
（お引受けできない場合や一定の条件をつけてお引受けすることもあります。）

・当社では、ご契約者さま間の公平性を保つため、健康状態に応じてご契約をお引受けしています。お客さまの健康状態によってはご契約をお断りする場合もありますが、一定の条件をご承諾いただいた上でご契約をお引受けすることもあります。（傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、また、傷病によっては条件を付けずにお引受けできる場合もあります）なお、傷病歴・通院事実等を告知いただいた場合は、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合もあります。

5. 「保障見直し」・「解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまについて

■ 現在のご契約を、「保障見直し」または「解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは、次の点にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・「保障見直し」の場合は「保障見直し契約の責任開始日」、「解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約の取消の規定などについても、「保障見直し契約」または「解約・減額を前提とした新たなご契約」の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、「保障見直し契約」または「解約・減額を前提とした新たなご契約」がお引受けできなかったり、告知いただかなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意ください。

6. 告知に関する照会先

■ 告知いただく際の質問事項にご不明点がある場合、告知すべきか判断に迷われる場合は、以下へご照会ください。

告知専用フリーダイヤル

0120-845-871（通話料無料）

※受付時間（祝日・年末年始を除く）

月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00

※プライバシー保護のため、必ず被保険者さまご自身でお電話ください。

※なお、当社業務の運営管理・サービス充実などの観点から録音させていただきます。